



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **代表監査** 鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令 (1) (監査第三課) 2
- ◇ **委員訓令** 鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令 (2) (〃) 4
- ◇ **監査告示** 鳥取県監査規程の一部改正 (1) (〃) 6

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第1号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県代表監査委員 石 差 英 旺

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（課の分掌事務）</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>監査第一課</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 定期監査（工事監査を除く。以下同じ。）<u>、</u> <u>県が財政的援助を与えているもの等の監査、決算</u> <u>及び基金運用状況の審査並びに健全化判断比率及</u> <u>び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項</u> <u>を記載した書類（以下「財政指標等」という。）</u> <u>の審査に関すること。</u></p> <p>（6）～（8） 略</p> <p>監査第二課</p> <p>（1） 定期監査<u>、</u><u>県が財政的援助を与えているもの</u> <u>等の監査、決算及び基金運用状況の審査並びに財</u> <u>政指標等の審査に関すること。</u></p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>監査第三課</p> <p>（1） 定期監査<u>、</u><u>県が財政的援助を与えているもの</u> <u>等の監査、決算及び基金運用状況の審査並びに財</u> <u>政指標等の審査に関すること。</u></p> <p>（2）～（7） 略</p> <p>（職員の職）</p> <p>第4条 職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、 監査主幹、監査主任、主事及び技師並びに特別調査 員とする。</p>	<p>（課の分掌事務）</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>監査第一課</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 定期監査（工事監査を除く。以下同じ。）<u>及</u> <u>び県が財政的援助を与えているもの等の監査並び</u> <u>に決算及び基金運用状況の審査に関すること。</u></p> <p>（6）～（8） 略</p> <p>監査第二課</p> <p>（1） 定期監査<u>及び</u><u>県が財政的援助を与えているもの</u> <u>等の監査並びに決算及び基金運用状況の審査に</u> <u>関すること。</u></p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>監査第三課</p> <p>（1） 定期監査<u>及び</u><u>県が財政的援助を与えているもの</u> <u>等の監査並びに決算及び基金運用状況の審査に</u> <u>関すること。</u></p> <p>（2）～（7） 略</p> <p>（職員の職）</p> <p>第4条 職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、 監査主幹、監査主任、<u>主任</u>、主事及び技師並びに特別調査員とする。</p>

<p>(職務) 第5条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。 （1）～（4） 略 （5） 監査主幹、監査主任、主事及び技師並びに特別調査員 上司の命を受け、事務に従事する。</p>	<p>(職務) 第5条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。 （1）～（4） 略 （5） 監査主幹、監査主任、<u>主任</u>、主事及び技師並びに特別調査員 上司の命を受け、事務に従事する。</p>
---	---

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県代表監査委員訓令第2号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県代表監査委員 石 差 英 旺

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、他に特別の定めがあるものを除くほか、鳥取県監査委員事務局（以下「事務局」という。）の処務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第2条 <u>次に掲げる事項は、事務局長が専決する。</u></p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>職員に対する休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第14条第1項に規定する年次有給休暇、同条例第17条第1項に規定する無給休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第16条の表第2号、第8号及び第9号に該当する場合における休暇を除く。）の承認に関すること。</u></p> <p>（5） <u>職員の職務に専念する義務の免除（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年鳥取県条例第25号）第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号から第11号までに該当する場合を除く。）の承認に関すること。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、他に特別の定めがあるものを除くほか、鳥取県監査委員事務局（以下「事務局」という。）の処務に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第2条 <u>次の各号に掲げる事項は、事務局長が専決する。</u></p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>職員の職務に専念する義務の免除（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年8月鳥取県条例第25号）第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和31年12月鳥取県人事委員会規則第20号）第3条第10号（6日以内の欠勤を除く。）、第19号、第20号及び第21号の事由に該当する場合を除く。）に関すること。</u></p>

(6) 略
(7) 略
(8) 略
(9) 略
(10) 略
(11) 略

(5) 略
(6) 略
(7) 略
(8) 略
(9) 略
(10) 略

附 則

この訓令は、平成20年3月28日から施行する。

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第1号

鳥取県監査規程（昭和42年鳥取県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	藤		保
鳥取県監査委員	稲	田	寿	久

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（監査委員の協議）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき合議により決定する事項のほか、次に掲げる事項については、協議を行うものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>監査等の執行計画に関すること。</u></p> <p>（3） 略</p> <p>（監査等の執行計画）</p> <p>第3条 <u>次に掲げる監査等の執行計画は、実施時期、実施箇所、方法等について、年度開始前に定めるものとする。</u></p> <p>（1） <u>法第199条第4項に規定する監査</u></p> <p>（2） <u>法第199条第7項の規定に基づく監査のうち監査委員が必要と認めるもの</u></p> <p>（3） <u>法第233条第2項の規定に基づく審査</u></p> <p>（4） <u>法第235条の2第1項の規定に基づく検査</u></p> <p>（5） <u>法第241条第5項の規定に基づく審査</u></p>	<p>（監査委員の協議）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき合議により決定する事項のほか、次に掲げる事項については、協議を行うものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>監査の執行計画に関すること。</u></p> <p>（3） 略</p> <p>（監査の執行計画）</p> <p>第3条 <u>法第199条第4項に規定する監査、法第199条第7項の規定に基づく監査のうち監査委員が必要と認めるもの、法第233条第2項の規定に基づく審査、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定に基づく審査、法第235条の2第1項の規定に基づく検査及び法第241条第5項の規定に基づく審査の執行計画は、実施時期、実施箇所、方法等について、年度開始前に定めるものとする。</u></p>

<p>(6) <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定に基づく審査</u></p> <p>(7) <u>地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づく審査及び同法第22条第1項の規定に基づく審査</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
---	---------------

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。